

短期入所事業所（ショートステイ）アミーゴ荘利用契約書

医療法人直志会代表者は（以下、代表者）と短期入所利用者（以下利用者）は、下記の内容に基づいて利用契約を行う。

記

代表者は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」および関係法令に基づき、平成 年 月 日 から平成 年 月 日までの期間、利用者が安心して短期入所を利用出来るように必要な支援を行う。ただし、利用者および家族、身元引受人の都合により利用の延長が必要な場合には、事業所の受け入れ状況が許す範囲で、市町村で定めた利用日数上限を超えない範囲で円了利用することなしに利用を延長することが出来る。

利用者は、短期入所期間中、事業所の定めた「短期入所事業所アミーゴ荘利用規程」にある各条項を遵守する。

身元保証人は、利用者が事業所に対し本契約に基づく債務の不履行があった時は、債務に対して保証し、その履行についての責任を負うこととする。

本契約書2通を作成し、代表者、利用者、身元保証人は記名捺印の上、契約の証として本書を各1通ずつ保有することとする。

契約日 平成 年 月 日

住 所 茨城県久慈郡大子町北田気字前山 1142 番地
短期入所事業所アミーゴ荘
医療法人 直志会
理事長 的場 政樹 印

利用者
住 所

氏 名 印

身元保証人
住 所

氏 名 印